

ひろしま産学共同研究拠点設置及び管理条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十一号

ひろしま産学共同研究拠点設置及び管理条例

広島県産業科学技術研究所設置及び管理条例（平成九年広島県条例第十七号）の全部を改正する。

（設置）

第一条 県内の科学技術の振興、県内産業の創造的発展に資するため、ひろしま産学共同研究拠点（以下「研究拠点」という。）を設置する。

（位置）

第二条 研究拠点の位置は、東広島市鏡山三丁目とする。

（業務）

第三条 研究拠点は、次の業務を行う。

- 一 基礎的・先導的分野の産学共同研究開発の支援等を行うこと。
- 二 施設及び設備を基礎的・先導的分野の研究開発のための利用に供すること。
- 三 その他研究拠点の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

（利用の許可）

第四条 研究拠点の施設及び設備を利用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

（使用料等の納付等）

第五条 研究拠点の施設及び設備を利用する者は、使用料を納付しなければならない。

2 研究拠点の施設及び設備を利用する者のうち、研究拠点に成績書若しくは証明書の発行又は前処理及び試料調製並びに設備利用における機器操作を依頼する者は、手数料を納付しなければならない。

3 第一項の使用料のうち施設に係る種別及び額は別表第一に定める種別及び金額とし、設備に係る種別及び額は別表第二に定める種別及び金額の範囲内で知事が別に定める。ただし、別表第一又は別表第二に定める種別及び金額により難い使用料については、実費を基準として知事が定める。

4 第二項の手数料の種別及び額は、別表第三に定める種別及び金額の範囲内で知事が別に定める。

5 使用料及び手数料（以下「使用料等」という。）は、施設及び設備の利用の許可を受

ける際に納めなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、これを分納し、又は後納することができる。

6 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料等を減免することができる。

7 既納の使用料等は、返還しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(遵守事項)

第六条 研究拠点においては、次の事項を遵守しなければならない。

- 一 施設及び設備を毀損し、又は汚損しないこと。
 - 二 その他知事が定める事項
- (委任規定)

第七条 この条例に定めるもののほか、研究拠点の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

別表第一（第五条関係）

種 別	金 額
研究室、実験室及び事務室	一平方メートルにつき一月 一、三〇〇円

備考

- 一 施設の使用料については、この表の定めるところにより、一室ごとに算定して得た額によるものとする。この場合において、算定額に十円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 二 使用期間が一月に満たないとき、又は使用期間に一月に満たない端数があるときは、その使用期間又はその端数の期間の使用料は日割により算定して得た額によるものとする。この場合において、算定額に十円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

別表第二（第五条関係）

種 別	金 額
分析機械	一時間につき 一四、一〇〇円
測定機械	一時間につき 八、〇九〇円

備考 この表に定める使用料は、午前九時から午後五時までに使用するものとし、

この時間以外の時間に使用する場合は、その使用する時間一時間までごとに、この表に定める金額の範囲内で知事が定めた使用料の額に五分の三を乗じて得た額を加

算するものとする。この場合において、乗じて得た額に十円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

別表第三（第五条関係）

種 別	金 額
成績書及び証明書	一部につき 一、二〇〇円
前処理及び試料調製並びに設備利用における機器操作	一時間につき 三、六〇〇円